



情報通信審議会

会長 西田 厚聰 殿

資料29－3－1

諮問第1221号

平成27年2月9日

総務大臣 山本 早苗

諮 問 書

長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方について、下記のとおり諮問する。

記

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が設置する第一種指定電気通信設備のうち、加入者交換機能、中継交換機能等に係る接続料の算定には、現在、長期増分費用方式が適用されている。当該接続料の算定に用いられている現行の長期増分費用方式に基づく算定方法の適用期間は、平成24年9月25日付け貴審議会答申において、平成27年度までとされている。

このため「長期増分費用モデル研究会」において、平成28年度以降の当該接続料の算定に適用可能な長期増分費用モデルについて検討が行われ、本年1月30日に報告書が取りまとめられたところである。

以上を受け、平成28年度以降の当該接続料の算定の在り方について検討を行う必要があることから、上記のとおり貴審議会に諮問するものである。